

基本協定などの調印について

薩摩川内市川永野地区に設置する産業廃棄物管理型最終処分場に係る「基本協定書」、「環境保全協定書」及び「地域振興策に関する確認書」については、昨年8月に設置した「エコパークかごしま連絡協議会」において協議を重ねてきたところですが、本年1月12日の第7回エコパークかごしま連絡協議会において最終案が承認され、同日、川永野、木場茶屋及び百次大原野の3自治会の会長、鹿児島県知事、財団法人鹿児島県環境整備公社理事長、薩摩川内市長（立会人）による調印式を行いました。



関係者による握手

基本協定の内容

財団法人鹿児島県環境整備公社（以下「公社」という。）、鹿児島県（以下「県」という。）、関係自治会のそれぞれの責務、環境保全協定や地域振興策などについて規定したものです。

- ・ 公社の責務として、「管理型処分場の建設及び運営に当たっては、地域住民の安全の確保及び生活環境の保全を最優先とするものとする」こと、「最新の技術の導入等により将来にわたり地域住民の生命、身体、財産及び生活環境に影響を及ぼさないよう万全の措置を講じるものとする」こと
- ・ 県の責務として、「管理型処分場の建設及び運営について、責任を持って公社に対し、指導、助言、その他必要な支援を行うとともに、最終的な責任を負うものとする」こと

その他、積極的な情報公開、地域住民の雇用への配慮、跡地利用の計画などについても規定しています。

環境保全協定の内容

関係自治会の地域住民の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的に管理型処分場の建設及び運営に当たっての環境保全措置等を規定したものです。

建設については、

- ・ 建設地周辺や下流域の環境への影響を低減するための環境保全対策（粉塵防止対策，工事用車両・施工機械による排出ガス対策，水質汚濁防止対策，騒音・振動防止対策）
- ・ 交通安全対策

などを規定しています。

また、運営については、

- ・ 搬入できる産業廃棄物の種類（燃え殻，汚泥，廃プラスチック類など）
- ・ 埋立期間（15年間）
- ・ 搬入日及び搬入時間（土日・祝日などを除く午前9時から午後4時まで）
- ・ 廃棄物の運搬車両の通行経路
- ・ 廃棄物の搬入時における抜取検査や展開検査などの搬入管理
- ・ 維持管理に関するマニュアルの作成などによる維持管理体制の確立
- ・ 環境モニタリングの実施とその結果の公表
- ・ 管理型処分場で発生する浸出水を河川に放流しないこと
- ・ 搬入実績と環境モニタリング結果の関係自治会への定期報告
- ・ 周辺地域の生活環境に影響を及ぼす異常が発生した場合の対応

などを規定しています。

その他、安全監視委員会の設置や立入調査などについても規定しています。

地域振興策に関する確認書

県及び公社が実施する県道百次木場茶屋線の道路整備，準用河川阿茂瀬川の改修，木場茶屋簡易水道水源に代わる水源の確保及び関係自治会に給水するための設備の整備や，関係自治会の生活環境の整備や自治会活動の活性化などに資する取組に対して支援する自治会活動等支援金の交付などの地域振興策について確認しました。



歓談風景

調印式での関係者のあいさつ（要旨）

自治会代表（堀之内川永野自治会長）

管理型処分場の基本協定や環境保全協定，地域振興策について，調印式が行われましたことは，誠に感慨深いものがあります。

安心・安全で全国に誇れる施設，そして，何よりも地域住民が安心できるような施設を整備していただくよう切に願ってやみません。

また，自治会が要望している地域振興策については，一つ一つが切実な要望であり，早期に実施していただくようお願いいたします。

知 事

皆様には，管理型処分場の建設に御理解をいただき，本日，調印式を迎えることができましたことに対し，深く感謝申し上げます。

今後とも，安全性の高い，全国でもモデルとなるような施設の建設に向けて取り組むとともに，施設の建設，運営に当たっては，万全を期すことといたしております。

また，地域振興策については，自治会活動の活性化を図るとともに，生活環境の整備に努めて参りたいと考えております。

薩摩川内市長

自治会長さんをはじめ役員の方々，また会員の方々の深い理解のもと，本日に至ったことに対して深く感謝申し上げます。

県及び公社におかれては，安全で安心できる全国に誇れる立派な施設を造っていただくとともに，地域振興策についても地元の要望にしっかりと応えていただきたいと思います。

また，まだ賛成に至っていない自治会もありますが，丁寧な説明をお願いしたいと思います。

管理型処分場の設置許可申請について

昨年12月10日，県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づく事前協議は終了し，これを受けて，公社は，同月17日，県に対して廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請を行いました。

申請書は，2月14日まで北薩地域振興局総務企画部総務企画課，同地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課（川薩保健所）などで縦覧され，生活環境の保全上の見地からの意見書を2月28日まで県庁環境林務部廃棄物・リサイクル対策課で受け付けています。

管理型処分場の整備工事について

公社は、管理型処分場の整備工事の設計・施工業者を総合評価一般競争入札方式により大成・植村・田島・クボタ特定建設工事共同企業体に決定し、現在、4月の着工に向けて、実施設計（工事に必要な設計図書を作成する業務）を行っています。

覆蓋施設（屋根）（埋立地内に設けられる柱数は5本）を設置するとともに、万全の遮水構造を構築するなど、最新の技術を導入した安全性の高い施設を整備することとしています。

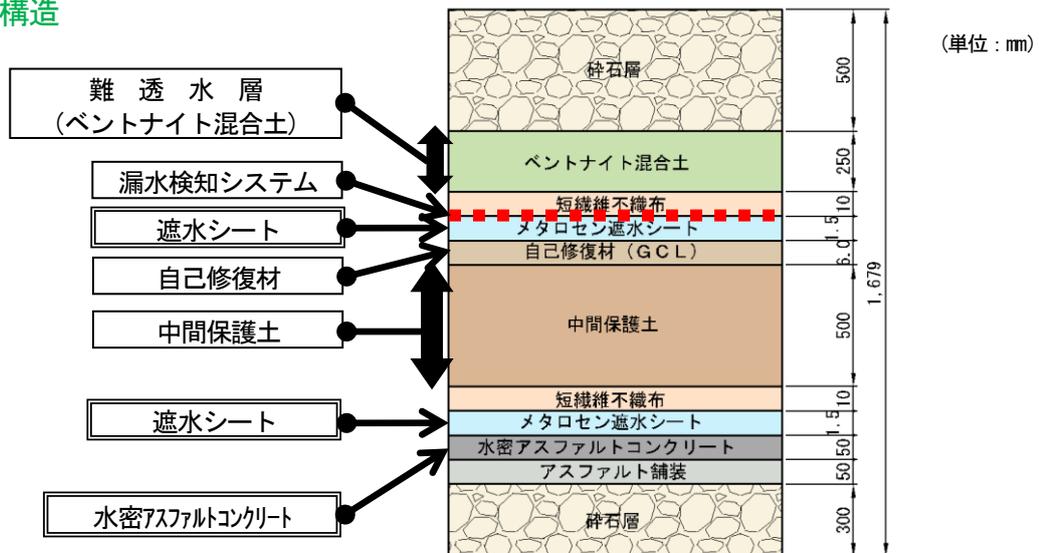
○ 外観のイメージ図



○ 埋立地内のイメージ図



○ 遮水構造



大原野自治会への説明会等について

県と公社は、管理型処分場に係る基本計画、基本設計の概要、事前協議に関わる資料などについて戸別訪問により説明を行うとともに、昨年12月4日及び本年1月15日、大原野自治会からの質問書及び意見書に対する回答について説明会を開催するなど、同自治会の皆様の御理解をいただけるよう取り組んでいます。

問い合わせ先

○財団法人鹿児島県環境整備公社

〒895-8501 薩摩川内市神田町1番22号

電話 0996-21-1220

○鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課

電話 099-286-2650

※この「環境整備公社だより」は、当公社ホームページ (<http://www.ep-kagoshima.or.jp/>) にて閲覧いただけます。